

令和5年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計結果概要

空き家率は13.1%で全国平均を下回る

— 全国平均は13.8%で過去最高 —

府企画統計課社会統計係

はじめに

総務省統計局から令和5年住宅・土地統計調査の住宅数概数集計結果が公表されました。

この調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに住環境、現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としています。昭和23年以来5年ごとに実施され、令和5年調査はその16回目に当たります。

京都府の概要については、以下のとおりです。

なお、この調査の集計結果は、標本調査による推定値であり、標本誤差を含んでおり、数値は表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しません。(10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章)

また、この住宅数概数集計の結果は、調査結果を早期に提供することを目的として、住宅総数、空き家の総数等の概数を確定数の公表に先がけて

公表されるものです。今後公表される住宅及び世帯に関する基本集計等の確定数は、住宅数概数集計の数値とは必ずしも一致しません。

1 総住宅数

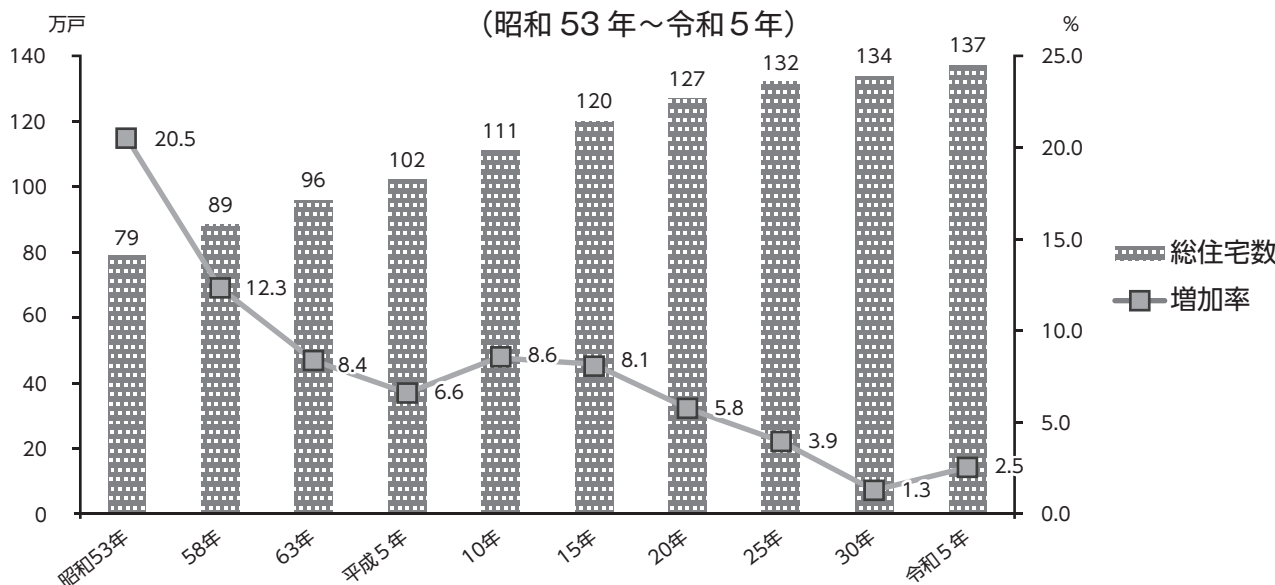
令和5年10月1日現在における京都府の総住宅数は137万900戸(全国6502万戸)となっています。平成30年からの増加数をみると、3万3800戸(全国260万戸)、増加率は2.5%(全国4.2%)となっています。(図1)

増加率は、平成10年(8.6%)以降は縮小傾向で推移していましたが、令和5年は平成30年(1.3%)から1.2ポイント上昇し、2.5%となっています。

2 居住世帯の有無等

居住世帯の有無別をみると、「居住世帯のある住宅」は118万1700戸(全国5564万戸)で、総住宅数の86.2%(全国85.6%)となり、空き家、建築中の住宅などの「居住世帯のない住宅」は18万9100戸(全国938万戸)で、総住宅数の13.8%(全国14.4%)となっています。(図2)

図1 総住宅数と増加率の推移(京都府)
(昭和53年~令和5年)



3 空き家の状況

「居住世帯のない住宅」のうち空き家について、その推移をみると、昭和48年には3万4900戸(全国172万戸)となっていました。その後一貫して増加を続け、平成25年には17万5300戸(全国820万戸)となり、40年間で約5倍となりました。平成30年には17万1800戸となり、京都府では減少に転じましたが、令和5年は18万200戸と再び増加に転じました。全国では一貫して増加しており899万5200戸となりました。

また、空き家率(総住宅数に占める空き家の割合)は、昭和63年には初めて1割を超え10.3%となり、平成5年には9.8%と一時低下しましたが、平成10年以降は再び上昇に転じ、平成25年まで上昇傾向が続き、平成30年には12.8%と平成25年に比べ0.5ポイント低下しましたが、令和5年は0.3ポイント上昇し、13.1%となっています。(全国13.8%、0.2ポイントの上昇)

(第1表、図4)

空き家の内訳をみると、「賃貸用の住宅」が8万800戸(全国443万戸)、「売却用の住宅」が6900戸(全国33万戸)で、それぞれ空き家全体の44.8%、3.8%(全国49.3%、3.6%)となっており、供給可能な住宅が約半数を占めています。

長期間無人の「その他の住宅」が占める割合は昭和63年以降一貫して拡大しましたが、令和5年は平成30年(47.3%)から0.2ポイント低下し、47.1%となっています。

(第2表、図3)

図2 居住世帯の有無別住宅総数の推移(京都府)
(昭和53年~令和5年)

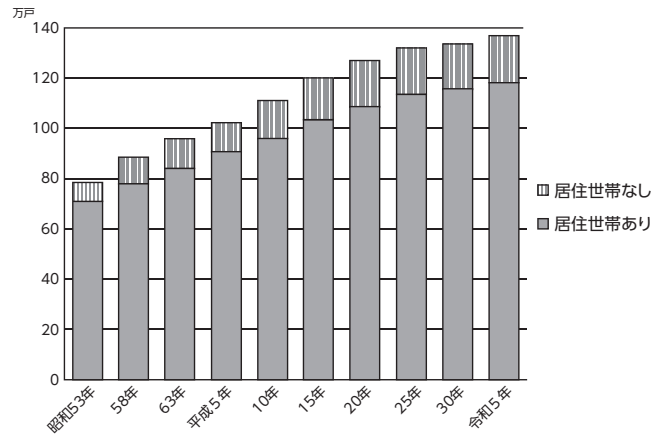


図3 空き家に占める「その他」の割合の推移
(京都府)(昭和63年~令和5年)

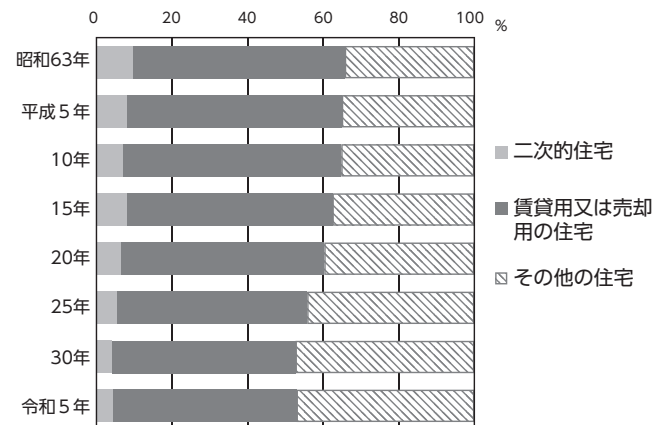
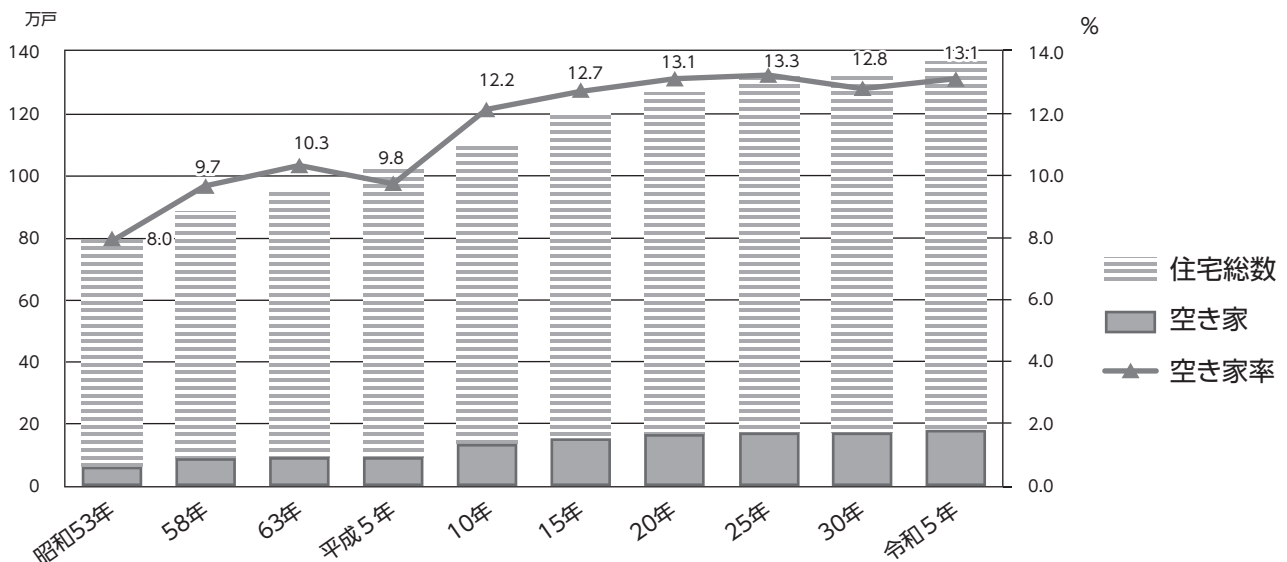


図4 空き家数と空き家率の推移(京都府)
(昭和53年~令和5年)



第1表 空き家率の推移（都道府県別）

順位	令和5年		順位	平成30年		順位	平成25年	
	全 国	空き家率 %		全 国	空き家率 %		全 国	空き家率 %
	全 国	13.8		全 国	13.6		全 国	13.5
1	徳 島 県	21.2	1	山 梨 県	21.3	1	山 梨 県	22.0
2	和 歌 山 県	21.2	2	和 歌 山 県	20.3	2	長 野 県	19.8
3	山 梨 県	20.5	3	長 野 県	19.5	3	和 歌 山 県	18.1
4	鹿 児 島 県	20.4	4	徳 島 県	19.4	4	高 知 県	17.8
5	高 知 県	20.3	5	高 知 県	18.9	5	徳 島 県	17.6
6	長 野 県	20.0	6	鹿 児 島 県	18.9	6	愛 媛 県	17.5
7	愛 媛 県	19.8	7	愛 媛 県	18.1	7	香 川 県	17.2
8	山 口 県	19.4	8	香 川 県	18.0	8	鹿 児 島 県	17.0
9	大 分 県	19.1	9	山 口 県	17.6	9	群 馬 県	16.6
10	香 川 県	18.5	10	栃 木 県	17.4	10	栃 木 県	16.3
11	岩 手 県	17.3	11	大 分 県	16.7	11	静 岡 県	16.3
12	長 崎 県	17.3	12	群 馬 県	16.6	12	山 口 県	16.2
13	島 根 県	17.0	13	静 岡 県	16.4	13	広 島 県	15.9
14	栃 木 県	16.9	14	岩 手 県	16.1	14	岡 山 県	15.8
15	青 森 県	16.7	15	岐 阜 県	15.6	15	大 分 県	15.8
16	群 馬 県	16.7	16	岡 山 県	15.5	16	三 重 県	15.5
17	静 岡 県	16.6	17	宮 崎 県	15.3	17	長 崎 県	15.4
18	岡 山 県	16.4	18	鳥 取 県	15.3	18	岐 阜 県	15.2
19	三 重 県	16.4	19	島 根 県	15.2	19	石 川 県	14.8
20	宮 崎 県	16.3	20	三 重 県	15.2	20	大 阪 府	14.8
21	岐 阜 県	16.0	21	大 阪 府	15.2	21	島 根 県	14.7
22	広 島 県	15.8	22	広 島 県	15.1	22	茨 城 県	14.6
23	鳥 取 県	15.8	23	長 崎 県	15.1	23	鳥 取 県	14.4
24	秋 田 県	15.7	24	青 森 県	14.8	24	熊 本 県	14.3
25	石 川 県	15.6	25	茨 城 県	14.7	25	北 海 道	14.1
26	北 海 道	15.6	26	新 潟 県	14.7	26	福 井 県	13.9
27	福 井 県	15.5	27	石 川 県	14.5	27	宮 崎 県	13.9
28	新 潟 県	15.3	28	佐 賀 県	14.3	28	青 森 県	13.8
29	福 島 県	15.2	29	福 島 県	14.3	29	奈 良 県	13.8
30	熊 本 県	15.0	30	奈 良 県	13.9	30	岩 手 県	13.7
31	富 山 県	14.7	31	福 井 県	13.8	31	新 潟 県	13.6
32	奈 良 県	14.6	32	熊 本 県	13.6	32	京 都 府	13.3
33	佐 賀 県	14.5	33	秋 田 県	13.5	33	兵 庫 県	13.0
34	大 阪 府	14.3	34	北 海 道	13.4	34	滋 賀 県	12.9
35	茨 城 県	14.1	35	兵 庫 県	13.4	35	富 山 県	12.8
36	兵 庫 県	13.8	36	富 山 県	13.2	36	佐 賀 県	12.8
37	山 形 県	13.5	37	滋 賀 県	13.0	37	秋 田 県	12.7
38	京 都 府	13.1	38	京 都 府	12.8	38	千 葉 県	12.7
39	宮 城 県	12.4	39	福 岡 県	12.7	39	福 岡 県	12.7
40	福 岡 県	12.3	40	千 葉 県	12.6	40	愛 知 県	12.3
41	千 葉 県	12.3	41	山 形 県	12.0	41	福 島 県	11.7
42	滋 賀 県	12.1	42	宮 城 県	11.9	42	神 奈 川 県	11.2
43	愛 知 県	11.8	43	愛 知 県	11.2	43	東 京 都	11.1
44	東 京 都	11.0	44	神 奈 川 県	10.7	44	埼 玉 県	10.9
45	神 奈 川 県	9.8	45	東 京 都	10.6	45	山 形 県	10.7
46	埼 玉 県	9.4	46	沖 縄 県	10.2	46	沖 縄 県	10.4
47	沖 縄 県	9.3	47	埼 玉 県	10.2	47	宮 城 県	9.4

第2表 空き家の内訳（都道府県別）

単位：戸

	総 数	二次的住宅				別 荘		そ の 他		賃貸用の住宅		売却用の住宅		その他の住宅	
全 国	8,995,200	383,000	4.3%	258,700	2.9%	124,200	1.4%	4,432,600	49.3%	327,000	3.6%	3,852,700	42.8%		
北 海 道	450,500	10,800	2.4%	5,300	1.2%	5,500	1.2%	258,100	57.3%	19,600	4.4%	162,100	36.0%		
青 森 県	98,800	1,700	1.7%	900	0.9%	900	0.9%	39,900	40.4%	2,200	2.2%	55,000	55.7%		
岩 手 県	100,200	3,200	3.2%	2,200	2.2%	1,100	1.1%	41,100	41.0%	2,000	2.0%	53,900	53.8%		
宮 城 県	140,000	1,600	1.1%	500	0.4%	1,100	0.8%	80,000	57.1%	6,600	4.7%	51,800	37.0%		
秋 田 県	69,300	1,000	1.4%	400	0.6%	600	0.9%	23,400	33.8%	1,000	1.4%	43,900	63.3%		
山 形 県	61,600	1,600	2.6%	600	1.0%	1,000	1.6%	22,200	36.0%	1,900	3.1%	35,900	58.3%		
福 島 県	130,900	3,800	2.9%	1,200	0.9%	2,600	2.0%	60,700	46.4%	3,900	3.0%	62,600	47.8%		
茨 城 県	196,700	6,800	3.5%	4,100	2.1%	2,800	1.4%	91,000	46.3%	5,400	2.7%	93,400	47.5%		
栃 木 県	164,000	18,900	11.5%	14,800	9.0%	4,100	2.5%	76,800	46.8%	3,800	2.3%	64,400	39.3%		
群 馬 県	161,300	15,900	9.9%	14,200	8.8%	1,800	1.1%	68,500	42.5%	3,700	2.3%	73,100	45.3%		
埼 玉 県	333,200	6,300	1.9%	1,700	0.5%	4,600	1.4%	167,700	50.3%	21,600	6.5%	137,600	41.3%		
千 葉 県	393,400	21,900	5.6%	16,500	4.2%	5,400	1.4%	196,100	49.8%	17,300	4.4%	158,100	40.2%		
東 京 都	897,900	9,600	1.1%	1,800	0.2%	7,800	0.9%	629,900	70.2%	43,800	4.9%	214,600	23.9%		
神 奈 川 県	466,200	16,400	3.5%	11,300	2.4%	5,000	1.1%	277,600	59.5%	21,600	4.6%	150,600	32.3%		
新 潟 県	155,700	19,400	12.5%	16,900	10.9%	2,400	1.5%	54,700	35.1%	4,000	2.6%	77,600	49.8%		
富 山 県	69,700	1,200	1.7%	300	0.4%	900	1.3%	26,300	37.7%	2,300	3.3%	39,900	57.2%		
石 川 県	86,600	3,100	3.6%	1,500	1.7%	1,700	2.0%	40,400	46.7%	2,100	2.4%	40,900	47.2%		
福 井 県	52,700	1,300	2.5%	600	1.1%	700	1.3%	20,400	38.7%	2,400	4.6%	28,500	54.1%		
山 梨 県	87,300	17,300	19.8%	15,900	18.2%	1,400	1.6%	31,000	35.5%	1,900	2.2%	37,100	42.5%		
長 野 県	148,100	8,400	5.7%	6,200	4.2%	2,200	1.5%	61,500	41.5%	4,000	2.7%	74,200	50.1%		
岐 阜 県	207,200	54,800	26.4%	51,000	24.6%	3,800	1.8%	57,100	27.6%	2,900	1.4%	92,300	44.5%		
静 岡 県	294,500	38,600	13.1%	34,200	11.6%	4,400	1.5%	143,000	48.6%	8,500	2.9%	104,400	35.4%		
愛 知 県	433,200	6,900	1.6%	2,100	0.5%	4,700	1.1%	252,000	58.2%	18,400	4.2%	155,900	36.0%		
三 重 県	143,200	5,500	3.8%	3,300	2.3%	2,200	1.5%	51,000	35.6%	3,400	2.4%	83,300	58.2%		
滋 賀 県	80,500	4,700	5.8%	3,500	4.3%	1,200	1.5%	24,600	30.6%	3,300	4.1%	47,900	59.5%		
京 都 府	180,200	7,700	4.3%	4,100	2.3%	3,600	2.0%	80,800	44.8%	6,900	3.8%	84,800	47.1%		
大 阪 府	703,300	8,800	1.3%	900	0.1%	7,900	1.1%	437,000	62.1%	30,100	4.3%	227,400	32.3%		
兵 庫 県	385,000	16,300	4.2%	7,700	2.0%	8,600	2.2%	179,200	46.5%	17,600	4.6%	172,000	44.7%		
奈 良 県	93,500	2,000	2.1%	700	0.7%	1,300	1.4%	38,800	41.5%	3,100	3.3%	49,500	52.9%		
和 歌 山 県	105,300	8,000	7.6%	6,200	5.9%	1,800	1.7%	35,100	33.3%	2,500	2.4%	59,700	56.7%		
鳥 取 県	41,300	900	2.2%	300	0.7%	500	1.2%	13,900	33.7%	1,100	2.7%	25,500	61.7%		
鳥 根 県	54,300	1,500	2.8%	400	0.7%	1,100	2.0%	15,300	28.2%	1,100	2.0%	36,400	67.0%		
岡 山 県	157,200	5,800	3.7%	3,100	2.0%	2,700	1.7%	64,900	41.3%	3,800	2.4%	82,600	52.5%		
広 島 県	230,700	7,500	3.3%	2,900	1.3%	4,700	2.0%	102,600	44.5%	6,200	2.7%	114,400	49.6%		
山 口 県	140,800	2,900	2.1%	1,300	0.9%	1,600	1.1%	53,600	38.1%	3,700	2.6%	80,600	57.2%		
徳 島 県	82,700	2,000	2.4%	800	1.0%	1,200	1.5%	31,200	37.7%	2,100	2.5%	47,400	57.3%		
香 川 県	91,300	3,100	3.4%	900	1.0%	2,200	2.4%	38,200	41.8%	2,200	2.4%	47,800	52.4%		
愛 媛 県	145,700	3,800	2.6%	1,400	1.0%	2,300	1.6%	48,500	33.3%	3,300	2.3%	90,200	61.9%		
高 知 県	78,700	2,500	3.2%	1,200	1.5%	1,400	1.8%	24,300	30.9%	1,700	2.2%	50,100	63.7%		
福 岡 県	333,600	4,300	1.3%	2,000	0.6%	2,300	0.7%	187,700	56.3%	16,500	4.9%	125,100	37.5%		
佐 賀 県	53,300	1,000	1.9%	400	0.8%	700	1.3%	22,600	42.4%	1,400	2.6%	28,300	53.1%		
長 崎 県	113,000	3,100	2.7%	1,200	1.1%	1,900	1.7%	41,800	37.0%	3,200	2.8%	64,900	57.4%		
熊 本 県	127,500	4,800	3.8%	2,200	1.7%	2,500	2.0%	54,300	42.6%	3,000	2.4%	65,400	51.3%		
大 分 県	115,300	6,500	5.6%	5,000	4.3%	1,500	1.3%	50,300	43.6%	2,200	1.9%	56,300	48.8%		
宮 崎 県	90,800	1,500	1.7%	500	0.6%	1,000	1.1%	31,900	35.1%	2,200	2.4%	55,100	60.7%		
鹿 児 島 県	183,800	4,400	2.4%	2,300	1.3%	2,100	1.1%	53,500	29.1%	3,700	2.0%	122,200	66.5%		
沖 縄 県	65,100	3,700	5.7%	2,400	3.7%	1,300	2.0%	31,800	48.8%	1,700	2.6%	27,900	42.9%		

注1) 二次的住宅のうちその他とは、ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

2) その他の住宅とは、転勤、入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅（空き家の区分の判断が困難な住宅を含む）